

○ 平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）

新旧対照条文

改正案	現行
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一(四)キ(a)ただし書に規定するもの及び一(四)キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一(一)の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料の額についての使用料告示一(一)の規定の適用については、使用料告示一(一)アの規定中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」と、使用料告示一(一)ウの規定中「計算して得た金額」とあるのは「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」と、それぞれ読み替えるものとする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、二分の一） 二 平成二十八年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一(四)キ(a)ただし書に規定するもの及び一(四)キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一(一)の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料の額についての使用料告示一(一)の規定の適用については、使用料告示一(一)アの規定中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」と、使用料告示一(一)ウの規定中「計算して得た金額」とあるのは「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」と、それぞれ読み替えるものとする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、二分の一） 二 平成二十七年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一